

除雪作業実施要領

1. この実施要領（以下「要領」という。）は、除雪作業についての一般的事項を示すもので、特に仕様書が付加された場合で、この要領と重複する部分があるときは、仕様書の定めによる。

この要領に示されていない事項及び疑義のある事項については、すべて発注者（発注者の命じた職員を含む。以下同じ。）の指示監督に従うこと。
2. 受注者は、業務着手前に発注者と打合せを行い、作業内容等について指示を受けること。
3. 作業内容及び運転時間の確認について
 - (1) 受注者は、作業する日の着手時及び終了時に表示板等に日時、作業内容等を記載の上、使用機械と作業場所が入った写真を撮影すること。
 - (2) 運転時間の管理は振動式タコメーターを基本とするが、アワーメーターによる場合は、受注者が日々の作業開始時及び作業終了時に計器の数値が確認できる写真を撮影すること。
 - (3) 受注者は、運転時間確認書へ日々の作業について必要事項を記載すること。
 - (4) 上記(1)～(3)の写真及び運転時間確認書は、監督職員が提出を求めた都度、速やかに提出し監督職員の確認を受けること。
4. 除雪作業に直接必要な運搬施設・材料置場・宿舍・倉庫等の敷地の用に供するため、国有林野を使用する場合又は林道その他国の施設を使用する場合は、発注者の指示にしたがい所定の手続をすること。
5. 受注者は、発注者の指示する次の事項について、現地を十分把握のうえ除雪作業を行うこと。
 - (1) 除雪の起点及び終点ならびに通過地点
 - (2) 除雪する幅員
 - (3) 除雪の箇所及び除雪の程度
 - (4) 橋梁・ガードレール・擁壁・門扉等構造物の保全
6. 除雪作業の障害となるものは、発注者の指示に従い取壊し、除去又は移転すること。
7. 除雪作業中で、次の場合は、事前に発注者の指示に従うこと。
 - (1) 発注者の指示した除雪区域外を除雪する場合。
 - (2) 支障となる立木及び転倒木並びに倒れるおそれのある立木がある場合。
 - (3) 玉石・岩石等の浮石及び崩落のおそれのある法面等がある場合。
 - (4) 傾斜及び雪質により除雪作業中に建設機械等が滑落するおそれがある場合。
 - (5) 上記以外で、雪崩・雪の崩落等により、安全作業の遂行上危険が予測される場合。